

公益財団法人住友財団 理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人住友財団定款（以下定款という。）第23条及び第30条の規定に基づき、本財団の理事、監事及び評議員に対する報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 役員報酬

(支給対象)

第2条 役員報酬は、定款第25条及び第26条に規定する専務理事又は常務理事が常勤である場合に、当該専務理事又は常務理事に対してのみ支給する。

(支給金額)

第3条 前条で定める者に対する報酬金額は、年額1千万円を超えない範囲で、評議員会で決定する。

(支給方法)

第4条 前条で決定された金額は、毎月25日、振込により支給する。

第3章 理事会及び評議員会出席謝金

(支給対象)

第5条 理事会及び評議員会に出席した理事、監事及び評議員には、出席謝金を支給する。

(支給金額)

第6条 出席謝金の金額は、1回当たり5万円を超えない範囲で、評議員会で決定する。

(支給方法)

第7条 前条で決定された金額は、会議開催の都度、振込又は現金で支給する。

第4章 規程の変更

(規程の変更)

第8条 この規程の変更は、評議員会の決議によるものとする。

附 則

1 この規程は、本財団が公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。